

緊急事態宣言発令時の対応について

- 大学・生涯学習センターのある津市(を含む地域)において、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発令された場合は、対面授業は行わないこととし、解除後まで延期またはオンラインに切り替えることとする。
- 講師・受講者に感染者、または濃厚接触者が発生した場合、対面授業は行わないこととし、当該授業は延期またはオンラインに切り替えることとする。
- 代替措置をとることになった場合は、受講者に速やかにメールにて連絡を行う。併せて、学部ホームページにおいても周知を行う。
- 台風等の非常変災時においては、別日に延期または、別日にオンラインでの講義を行う。